

令和5年4月1日
[要綱第8号]

「地球にやさしいまちづくり」事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永く住みよい生活環境を保持するために、地球温暖化対策や自然環境の保全、資源のリサイクル等に有効な機器の設置や購入をする者、また、環境保全のための活動を行う者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 同種の補助金 石川町「未来へつなぐ省エネ住宅」普及促進補助金（平成25年4月1日～平成31年3月31日）
- (2) 環境保全のための活動を行う者 清掃活動や除草作業などの清掃活動ではなく、自然保護や資源リサイクル、再生可能エネルギーなど環境保全を目的とした学習会やセミナーを主催して行う個人又は団体
- (3) 財産 本補助金の交付を受け設置した機器の対価が関連した工事等の経費を除き、一対象機器で50万円を超えるもの。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に現に居住している者又は居住しようとする者。
- (2) 建物全ての所有者から同意がとれていること（建物が共有の場合は、同意書が必要）
- (3) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、主たる居住の用に供する住宅等に次に掲げる機器の設置に係る経費とし、その総額が1万円以上の場合を対象とする。このうち申請対象の住宅と同一の住宅で、過去10年以内に同種の補助金の交付を受けている場合は、対象外とする。

また、環境保全を推進するための学習会や啓発活動等を営利目的とせずに行う場合の経費を対象とする。このうち食糧購入や備品購入（1万円以上）、団体の維持管理経費等は対象外とする。

(1) 機器設置

ア 家庭用燃料電池（エネファーム）

- イ 電気自動車（EV 車）
- ウ 電気自動車充電設備（V2H・V2X システム）
- エ 空気熱ヒートポンプ給湯器設備（エコキュート）
- オ 家庭用蓄電池
- カ 太陽光発電システム
- キ 生ごみ処理機（電動・手動）

（２）環境保全活動

ア 環境保全を推進するための学習会、セミナー、講演会等（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の種類に応じ、それぞれ別表 1 の補助金額の欄に掲げる金額とする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請の受付期間及び受付停止）

第 6 条 別表 2 に定める期間及び条件において、この要綱に基づく補助を受けようとする者について、申請を受け付けるものとする。申請者は一度補助金の交付を受けた機器について、再度同種類の機器に対する補助金の交付は受けられないものとする。

環境保全活動においては、同一事業、同一申請者の申請は当該年度において受付を一度とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 申請者は、別表 2 に定める期間に補助金交付申請書（様式第 1 号又は様式第 2 号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する関係書類は、別表 3 に掲げるものとする。

（交付決定及び不交付の決定）

第 8 条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、「地球にやさしいまちづくり」事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、「地球にやさしいまちづくり」事業補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めたときは、条件を付すことにより交付決定することができる。

（補助事業の変更・中止）

第 9 条 補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止するとき、遅滞なく計画変更（中止）承認申請書（様式第 5 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、省エネ対策の追加及び補助金交付決定額を増額することはできない。

（変更等の承認）

第10条 町長は、前条の規定による計画変更（中止）承認申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金交付の適否を判断し、計画変更承認通知（様式第6号）又は計画中止承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業完了後1か月以内に「地球にやさしいまちづくり」事業実績報告書（様式第8号又は様式第9号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付する関係書類は、別表4に掲げるものとする。

（交付額の確定等）

第12条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があった場合は、審査の上、補助金の額を確定し、地球にやさしいまちづくり事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、町長に「地球にやさしいまちづくり」事業補助金交付請求書（様式第11号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（事務手続きの代理）

第14条 申請者は、申請に係る事務手続きを第三者に委任することができる。

2 申請者は、前項の事務手続きを委任する場合、代理人は、「地球にやさしいまちづくり」事業補助金申請代理人選任届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 補助金の交付を受け、対象機器を設置した者は、交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、地球温暖化対策や自然環境の保全、資源のリサイクル等本補助金事業の趣旨に沿った利用をしなければならない。

（処分の制限）

第16条 管理期間内において、設置した機器を処分する必要性が生じたときは、あらかじめ「地球にやさしいまちづくり」事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第13号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の取り消し）

第17条 町長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。取り消しを行ったときは、補助金交付決定（確定）取り消し通知書（様式第14号）により、申請者又は補助金交付を受けた者に対し通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金をこの目的以外に使用したとき。
- (3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の交付取り消しをした場合、当該取り消しに係る部分に交付された補助金の返還を請求する。また、第16条の規定により承認を受けて機器を処分したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。